

# スクールソーシャルワーカーと行政機関との連携

—— 宮城県大崎市におけるインタビュー調査をもとに ——

君 島 昌 志・君 島 智 子

要旨：本稿は2016（平成28）年2月～4月、宮城県大崎市における児童生徒及び保護者に関わる専門的な行政機関（大崎市教育委員会、大崎市子育て支援課、宮城県北部児童相談所、宮城県北部教育事務所、宮城県教育支援センター「適応指導教室」）を対象者として半構造化インタビュー調査をまとめたものである。

設定した6つの質問（① 主訴は何か《どのような問題を抱え関わるようになったか》、② 主訴の緊急度及び深刻度、③ どのようなサービスを提供したか、④ 他機関との連携、⑤ スクールソーシャルワーカーとの連携事例、⑥ スクールソーシャルワーカーに求める役割・機能）に対する回答を記録し、カテゴリー化を行って検討した。

支援を必要とする児童や家庭には、不登校、いじめ、家族関係、発達障害、虐待、DV、非行、保護者の疾病、ひとり親家庭、離婚、貧困、失業など、深刻化すれば生命さえも憂慮される状況があった。

調査対象である行政機関においては、各機関がその専門性を発揮しながらも、他の機関の専門性を十分理解し連携を強める方向に進んでいるとは言えない現状も見えてきた。またそれはスクールソーシャルワーカーに対しても同様のものがあり、一方、スクールソーシャルワーカーも専門機関の期待やニーズに十分対応できていない現状も明らかになった。

キーワード：行政機関、家庭、スクールソーシャルワーク

## 1. 研究の背景と目的

子どもを取り巻く社会環境は急速に変化しつつ、家庭・学校・地域は様々な課題を抱えている。2008（平成20）年の「教育振興基本計画」では「教育相談を必要とするすべての小・中学生が、適切に教育相談等を受けることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など教育相談体制の整備」が盛り込まれ、子どもや家庭をめぐる諸問題に対して学校教育の場を重視する相談機能の必要性が示され、それまで一部の自治体で取り組まれていたスクールソーシャルワーク活用事業が全国的に始められた経緯がある。

近年では子どものいる貧困世帯の増加が著しく、厚労省編「2013（平成25）年度国民生活基礎調査」によると、2009（平成21）年の子どものいる世帯の貧困率は15.7%であったが、2012（平成24）年には16.3%に上昇している。このため、政府は2013（平成25）年「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定するとともに対策のための計画を作成し、2016（平成28）年度から各自治体が具体的な対策を講じるようになった。

子どものいる家庭の経済的困難は家庭生活の困難をもたらすばかりでなく、成長・発達に大きな影響を及ぼす。また、親子間の葛藤や虐待リスク、進学への断念等、人生計画の制約をもたらすとされる。ところが、貧困状態にある家庭の状態は周囲から見えにくく、探ることも難しく、貧困に対する国民の理解も十分とはいえない現状がある。

そのため、対応の要となるものは児童生徒に日常的に関わり、モニタリング可能な学校教育の場である。困窮する児童生徒の早期発見、早期対応の観点からも学校とスクールソーシャルワーカーとの連携が求められる（君島 2016：46）<sup>1)</sup>。

また、増え続ける児童虐待への対応においても、スクールソーシャルワークの機能は不可欠である。被虐待の事実のある児童の多くは引き続き保護者等とともに生活している現実がある。児童福祉施設等への入所措置される児童生徒は一部であり、多くは児童相談所による「在宅指導等」として家庭生活を続ける。児童生徒は学校に通学することによってモニタリングされることになり、再発防止に向けて学校、児童相談所、市町村等が関わっていく。スクールソーシャルワーカーは児童生徒や保護者との直接の関わりはもちろん、関係機関との連携、調整に精通した役割が求められる<sup>2)</sup>。

このことは前述の児童福祉施設等への入所児童においても同様である。支援の最終目標は児童生徒の家庭復帰であり親子関係再構築にある。それを実現するためには家庭生活の安定とともに家庭以外の社会集団におけるモニタリングが機能することであり、児童生徒にとっては支援に関わる者全てのまなざしが家庭生活の持続につながる。

筆者は、宮城県における児童虐待相談に関する研究を進めるなかで虐待通告の地域の差異があることや死に至るような深刻な児童虐待に地域的な偏りがあることを指摘した。都市部よりも非都市部のほうが早期発見・早期対応に苦慮する状況が明らかになっている。虐待防止の観点から低所得世帯や小規模校の多い地域での要保護児童対策には学校がその役割を高めるとともに、市町村やスクールソーシャルワーカー等と連携して対応することが求められている（君島 2006：31-32）<sup>3)</sup>。

また、これまで筆者も含め、スクールソーシャルワークに関する実証研究が多くの都道府県で行われ様々な報告がなされている。地域の実情を考慮してもなお、スクールソーシャルワークの置かれている状況の「脆弱性」が多く指摘されている。教育現場での低い認知度、活用法の理解不足、他の相談支援者との境界線の曖昧さ、不足する人材等、多くの課題を抱えている。こうしたなか、実践内容に焦点をあてた研究や実践の効果に焦点をあてた研究なども行われ、蓄積した科学的根拠をもとに実践に対応するためのプログラムの開発も行われるようになってきている（山野 2015：48-52）<sup>4)</sup>。

本稿は大崎市内の各専門機関を対象とした調査結果をもとに、その専門性を探るとともに、スクールソーシャルワーカーと機関、または機関間の連携性の状況を把握することにとどまらず、これらの調査結果を整理することにより、後に、機関等の連携・協働のあり方を検証することを

目指している。

## 2. 研究方法

2016（平成28）年2月～4月、宮城県大崎市内にある児童・生徒に関わる5つの行政機関、①大崎市教育委員会、②宮城県北部教育事務所、③宮城県教育支援センター（適応指導教室）、④大崎市子育て支援課、⑤宮城県北部児童相談所において相談・指導に関わる職員を対象に半構造化インタビュー調査を実施した。調査対象者はそれぞれの機関の所属長の判断で1名ずつ選出していただいた<sup>5)</sup>。

調査時間は1時間程度とし、調査対象者が所属する機関の個室を利用した。また、インタビューは質的な検討を行うために対象者の同意を得た上でICレコーダーに録音を行い、個人情報保護の遵守にもとづき、その後の分析において、匿名化の十分な配慮を行った。

調査項目は、以下の①から⑥のとおりである。調査結果をカテゴリ化し、専門機関の専門性、専門機関とスクールソーシャルワーカーの連携について検討を行った。

役割分担についてインタビューは君島昌志と君島智子が行い、データ入力を君島昌志、執筆は君島昌志（1.研究の目的と背景、4.考察、5.結語、6.謝辞）と君島智子（2.研究方法、3.インタビュー調査結果の検討）である。

- ① 主訴は何か（どのような問題を抱え関わるようになったか）
- ② 主訴の緊急度及び深刻度
- ③ どのようなサービスを提供したか
- ④ 他機関との連携
- ⑤ スクールソーシャルワーカーとの連携事例
- ⑥ スクールソーシャルワーカーに求める役割・機能

なお、本調査および研究は東北福祉大学研究倫理委員会において2016（平成28）年1月27日に承認されたものである。

## 3. インタビュー調査結果の検討と分析

### (1) 主訴について

表1は専門機関による主訴を経路別に分類したものである。各機関において多様な相談を受理、対応している。

大崎市教育委員会（以下、市教育委員会）では市内の小中学校の教員から児童生徒に関する相

表1. 主訴について（専門機関別）

経路	市教育委員会	北部教育事務所	適応指導教室	子育て支援課	北部児童相談所
学 校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校</li> <li>・落ち着いて学校で生活することが難しい児童生徒</li> <li>・教員の指示に従えない児童生徒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校</li> <li>・いじめ</li> <li>・発達障害</li> <li>・虐待</li> <li>・非行</li> <li>・疾病</li> <li>・ひとり親</li> <li>・貧困</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護相談</li> <li>・虐待相談</li> <li>・障害相談</li> <li>・非行相談</li> <li>・その他 (性格行動, 不登校, 適性等)</li> </ul>
保護者 (家族)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校に対する不信感, 不満等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校</li> <li>・家族関係</li> <li>・発達相談</li> <li>・学校不適應</li> <li>・教員との関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校</li> <li>・いじめ</li> <li>・発達障害</li> <li>・虐待</li> <li>・DV</li> <li>・非行</li> <li>・疾病</li> <li>・ひとり親</li> <li>・離婚</li> <li>・貧困</li> <li>・失業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護相談</li> <li>・虐待相談</li> <li>・障害相談</li> <li>・非行相談</li> <li>・その他 (性格行動, 不登校, 適性等)</li> </ul>
その他				<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害 (保育所から)</li> <li>・虐待 (保育所, 親族, 市健康福祉課, 地域住民, 民生委員, 主任児童委員から)</li> <li>・DV (保育所, 親族, 警察, 県から)</li> <li>・ひとり親 (保育所から)</li> <li>・貧困 (保育所から)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護相談 (市町村から)</li> <li>・虐待相談 (地域住民, 保育所, 市町村, 警察, 病院から)</li> <li>・非行相談 (警察から)</li> </ul>

談が月1回程度であり、話を進めていく中で学校関係者だけで解決を図るのではなく、スクールソーシャルワーカーと繋ぐことを希望する場合もある。学校へのスクールソーシャルワーカーの派遣は教育委員会が窓口であるが、スクールソーシャルワーカーに繋ぐことを希望する場合、学校側が事前にスクールソーシャルワーカーに依頼の打診をしている場合もあるという。主訴としては、不登校の問題を抱えている児童生徒、落ち着いて学校で過ごすことが難しい児童生徒、学級の中で教員の指示に従えない児童生徒など、児童生徒本人への対応に苦慮するケースなどである。

保護者からの相談は週1回程度あるといい、児童生徒や保護者に対する学校側の対応に関して不信感や不満からの相談を受けることが多いという。保護者がこれまで学校に相談してきているがなかなか進展しない、解決が図られない等の状態にあり、管轄機関である教育委員会に相談し

てくるケースがある。

宮城県北部教育事務所（以下、北部教育事務所）は県教育委員会と市教育委員会の間に位置づけられて複数の市町村を管轄する行政機関であり、部署としては「指導班」が児童生徒、保護者、教員からの相談に応じている。電話によるもの、来談による面接、家庭等への訪問による面接がある。年度開始時期に学校を通じて家庭に教育相談に関する案内文書を配布し、保護者等へ情報が行き渡るように努めている。また、臨床心理士2名による来所及び電話によるカウンセリングを実施しており、児童生徒の問題に関する内容（不登校、学校不適応、友人関係、問題行動、いじめ、学校生活、子どもの養育、家庭関係他）に対応している<sup>6)</sup>。

相談形態のうち、来談による相談が最も多いという。相談として最も多い内容は不登校であり、全体の約3分の1を占めるといい、家族関係の悩み、発達の悩み、学校不適応という順となっている。学校の教員からの相談では不登校が大部分であるという。

宮城県教育支援センター（以下、適応指導教室）は不登校の児童生徒に対して学習の機会と場所を提供する機関となっている。相談内容は不登校に関するものであり、学校、児童相談所、病院などから紹介されるケースと保護者がインターネットなどで情報を得て相談するケースがある。通学できるかどうか、まず児童生徒と保護者に見学してもらうところから始まるという。児童生徒は在籍する学校には登校できない状況であるが、適応指導教室に通学することで在籍する学校で「出席」扱いになること、学習や様々な相談に応じてもらえることもあり、中学生では高校進学を希望するために通学することもある<sup>7)</sup>。

大崎市子育て支援課（以下、子育て支援課）における相談について相談者は多様であり、本人、家族、親族、地域住民、保育所、幼稚園、学校、民生委員、主任児童委員、警察、市役所内の他の部署、県の機関（保健福祉事務所）などがある。内容を大別すると、不登校、いじめ、発達障害、虐待、DV、非行、疾病、ひとり親家庭、離婚、貧困、失業などがある。複数の相談内容が絡み合う相談も多いため、子育て支援課が属する「民生部」内で連携して対応することも多い。

宮城県北部児童相談所（以下、北部児童相談所）における相談について、相談者の属性や機関には保護者、家族、親族、地域住民、保育所、幼稚園、学校、市町村、警察、病院などである。宮城県は児童相談所の受付件数と相談内容を各所ごとに公表しており、詳細は表2のとおりである。北部児童相談所における大崎市民からの相談件数は2005（平成17）年度から2013（平成25）年度までの9年間で、総数では減少している。「不登校」相談も減少傾向にあるが、一方、「虐待相談」「性格行動」「適性」「自閉症・発達障害」など適切な関わりや働きかけにより改善が見込まれる相談内容はあまり変わらない水準で推移している。

## (2) 主訴の緊急度及び深刻度

主訴の緊急度及び深刻度は表3のとおりである。

市教育委員会では、前述のように保護者と学校との間で進めてきた問題解決に対して、学校の

表2. 宮城県北部児童相談所における相談件数（大崎市）

相談内容	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
養護（虐待）	149	147	-	125	102	111	94	84	80	89	127	92
養護（その他）		62	-	26	21	26	28	26	15	23	13	24
保健	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	12	19	-	16	9	17	10	17	15	11	2	2
視聴覚障害等	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害等	176	185	-	84	114	83	75	49	50	81	53	35
重症心身障害	27	40	-	29	11	11	17	2	3	1	1	0
知的障害	195	203	-	166	158	185	217	218	224	220	204	210
自閉症（H26より発達障害相談）	119	127	-	111	98	135	124	76	59	72	54	104
ぐ犯等	15	12	-	5	6	4	4	8	6	6	4	2
触法等	12	12	-	9	3	5	4	0	4	10	14	1
性格行動	90	71	-	46	47	38	27	33	56	65	70	57
不登校	17	18	-	27	19	12	10	9	4	5	4	6
適性	17	11	-	29	26	20	13	13	17	10	14	10
しつけ	5	0	-	3	4	1	0	0	0	2	3	0
その他	65	73	-	66	64	67	60	52	18	19	20	18
総数	899	980	-	742	682	715	683	587	551	614	583	561

（出典） 宮城県『児童相談の概要』平成16～27年度（各前年度実績）、「市町村別受付件数」。  
平成17年度版はデータが示されていない。

表3. 緊急度・深刻度について（専門機関別）

状況	市教育委員会	北部教育事務所	適応指導教室	子育て支援課	北部児童相談所
緊急度 深刻度	・学校の対応に不信感や不満等を抱えての相談であるため、緊急度や深刻度を測りきれない	・緊急性の高い相談は少ない	・一過性の相談は緊急度や深刻度が高くないが、継続すると深刻度が高くなる傾向	・緊急度や深刻度により、 ①児童相談所、②要保護児童地域対策協議会	・緊急度が高いことは少ないが、緊急度が高い場合には、親子分離

対応に不信感や不満を含んだ電話相談が寄せられることがある。保護者にとっては二者間で協議することに困難を感じ、その管轄機関である教育委員会に解決の糸口を見出すために電話連絡することになる。時には30分を超える長時間の相談、繰り返し電話が掛かってくるケースもあるといい、強い不安を抱えた保護者に寄り添いながら、学校とも連携して解決を図る必要がある。なかには匿名での電話相談もあり、緊急度や深刻度を測りかねるケースもあるというが、継続的

な関わりができるように心がける必要がある。

北部教育事務所では、緊急性を求められるケースは「緊急カウンセラー派遣制度」で対応することになるが、緊急性の高い相談は少ない一方、数年にわたって継続的、定期的に関わるケースもある。不登校など長年にわたって引きこもり状態が続くケースもあり、不安を抱えながらも改善への期待をもち続ける保護者ゆえに継続的に相談してくるのであって、家庭の様子をモニタリングしながら、児童生徒のみならず保護者も支援の対象として働きかけていく必要がある。

適応指導教室では、一過性の相談については深刻度・緊急度の高いものはないが、相談の期間が長く継続するケース（適応指導教室にも通学できなくなる等）は深刻度が高まると感じという。大都市部であればフリースクール等、不登校の児童生徒にとって多様な選択肢があるが、選択肢の少ない地域において、「出席」扱いとなる適応指導教室の存在は大きなものがあり、その選択も難しいとなれば、児童生徒も保護者も窮地に立たされてしまう可能性もある。一方、緊急的な相談のなかには児童生徒の疾病と関連するケースもあるという。

子育て支援課においては緊急性のあるケースは関係機関への問い合わせによる情報収集を行いながら、緊急度及び深刻度を判断するという。緊急度が高いと判断したケースは子育て支援課が中心的役割をもち関係機関とともに状況の確認を行い、児童相談所への通告及び送致などを行っている。緊急度が低いと判断した場合は、継続的に保護者や児童生徒と関わる機会をつくりながら、支援的な働きかけを行い、市が設置した要保護児童地域対策協議会に情報提供を行うことになる。

児童相談所では、緊急度・深刻度が高い相談、通告の受理は現在少なく、緊急度が高いと判断するケースは親子分離を検討することもあるという。虐待相談では、最初の通告等では明確に虐待の事実が確認できないこともあり、家庭訪問等の調査を行っている。家庭訪問の際には少なくとも、次回の面会の約束を交わすように努めているという。継続的に関わることによって、児童生徒だけでなく、保護者に対する支援も合わせて行う必要がある。立入調査は全く子供が目視されておらず、家庭訪問を拒否する状態が3ヶ月等続いている場合に行っているが、児童生徒が学校に登校している場合には実施していないという。児童相談所の関わりに対して拒否的な態度をとる保護者に苦慮する場合でも、家庭以外の社会集団である学校において日々、児童生徒本人の様子がモニタリング可能な状態があれば、立入調査は行わないことになる。

### (3) サービス提供について

サービス提供については、表4のとおりである。

市教育委員会では、保護者の話を傾聴することを心がけており、ケースによってはスクールソーシャルワーカーに繋ぐ場合もあるという。「教員との壁をつくる」「表に出てくることを好まない」等の保護者もおり、第三者的な立場であるスクールソーシャルワーカーが入ることで調整、代弁、橋渡し等の機能に委ね、問題解決に期待することになる（君島 2016：40-41）<sup>8)</sup>。

表4. サービス提供について（専門機関別）

サービス	市教育委員会	北部教育事務所	適応指導教室	子育て支援課	北部児童相談所
提供内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SSWr<sup>*</sup>へ繋ぐ</li> <li>・保護者の話を聞く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来談相談</li> <li>・電話相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援</li> <li>・体験的活動</li> <li>・仲間づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談</li> <li>・来談相談</li> <li>・家庭訪問</li> <li>・他部署へ繋ぐ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談の受理</li> <li>・各種の診断</li> <li>・判定</li> <li>・援助方針の決定</li> </ul>

※ SSWrとはスクールソーシャルワーカーの略称

また、保護者からの相談で相談内容について児童生徒が在籍する学校に教育委員会から話してもよいとの同意が得られた場合は、学校へ連絡し伝えることを約束し、市教育委員会が代弁的な機能を図り、保護者は気持ちが落ち着いて通話が終了することもある。このように市教育委員会でも第三者的な立場での保護者対応と学校現場に繋ぐ機能を求められている。保護者の意向によって内部の機能を活用するか、スクールソーシャルワーカー等を活用するかを選択肢がある。なお、電話の内容は教育委員会内での情報共有を図るために、記録を残すことになっているという。

北部教育事務所では、臨床心理士2名によるカウンセリングを実施しており、来所による相談を基本に電話でも相談を受け付けている。在学青少年育成員を兼務する1名は来所による相談と電話による相談を行っている。相談できるのは児童生徒、保護者、家族、教職員であり、対話を通じた働きかけが中心であり、相談者の意向によっては児童生徒が在籍する学校に伝えることもある。保護者等からの匿名の電話相談もあり、学校の対応等に不満を述べる相談もあるが、傾聴することで落ち着いてくることもあるという。

適応指導教室では児童生徒が安心して学習できるように支援することはもちろん、学習だけではなく体験的な活動や仲間づくりを行うという。様々な理由や背景と思われる事情があって不登校となり、他者との関わりが不足しがちだった児童生徒にとって、自主的な研修を行ったり、外部の人々と関わる経験を通して、児童生徒が主体的に行動し、自己主張ができたり、相手に対する思いやりをもてるような働きかけを行っている。

子育て支援課においては、電話相談では傾聴と受容を心がけるとともに、相談者の負担にならないような、まずは小さな課題を解決する提案を行っているという。深刻な状況があれば、家庭訪問も選択肢としてあるが、学校や保育所等、児童生徒が属する社会集団と連携しながら支援をする。失業等により金銭的な問題も含む場合は、他の部署に繋げることもあるが、本人に寄り添って支援することを意識し、必要とされるサービスを提供しつつ、一つ一つ問題を解決していくことを心がけている。

北部児童相談所では、保護者や親族、他の専門機関等などからの相談、通告により支援が開始されるが、法律に定められた児童相談所の機能として相談の受理、各種の診断、判定、援助方針の決定にもとづいて実施している。



(4) 他機関との連携について

表5は他機関との連携についてまとめたものであるが、それぞれの機関は多様な機関と連携を図っている。

市教育委員会は学校、子育て支援課、北部教育事務所などの公的機関との連携していることはもちろん、各小中学校に配置されるスクールカウンセラーや親と子の相談員などにも、必要に応じて派遣されるスクールソーシャルワーカーなどと連携している。このなかで、スクールカウンセラーと親と子の相談員、スクールソーシャルワーカーの三者の職務に重なる領域があるとされ、相談支援を行う複数の職種による連携の仕組みはない状況にある(佐藤・金子 2010: 235)<sup>9)</sup>。

北部教育事務所は学校、医療機関、児童相談所、スクールソーシャルワーカー、市教育委員会、子育て支援課、県福祉事務所、県義務教育課、宮城心のケアセンター、警察、適応指導教室、市青少年センターなど多くの機関等と連携している。

適応指導教室は学校、北部教育事務所、子育て支援課、市青少年センターなどと連携している。

子育て支援課は学校、保育所、適応指導教室、児童相談所、警察、市健康福祉課、民生委員、(主任)児童委員、障害児通所支援、児童館、児童クラブ、スクールソーシャルワーカーなどと連携している。

児童相談所は市町村、学校、北部教育事務所、子育て支援課、保育所、幼稚園、警察、病院などと連携している。

表5. 他機関との連携について(専門機関別)

連 携	市教育委員会	北部教育事務所	適応指導教室	子育て支援課	北部児童相談所
機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校</li> <li>・子育て支援課</li> <li>・北部教育事務所</li> <li>・SC*</li> <li>・親と子の相談員</li> <li>・SSWr*</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校</li> <li>・医療機関</li> <li>・児童相談所</li> <li>・SSWr*</li> <li>・市教育委員会</li> <li>・子育て支援課</li> <li>・県福祉事務所</li> <li>・県義務教育課</li> <li>・宮城心のケアセンター</li> <li>・警察</li> <li>・適応指導教室</li> <li>・市青少年センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校</li> <li>・県教育事務所</li> <li>・市青少年センター</li> <li>・子育て支援課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校</li> <li>・保育所</li> <li>・適応指導教室</li> <li>・児童相談所</li> <li>・警察</li> <li>・市保健福祉課</li> <li>・民生委員</li> <li>・(主任)児童委員</li> <li>・障害児通所支援</li> <li>・児童館</li> <li>・児童クラブ</li> <li>・SSWr*</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村</li> <li>・学校</li> <li>・北部教育事務所</li> <li>・子育て支援課</li> <li>・保育所</li> <li>・幼稚園</li> <li>・警察</li> <li>・病院</li> </ul>

※ SCはスクールカウンセラー、SSWrとはスクールソーシャルワーカーの略称

(5) スクールソーシャルワーカーとの連携事例

各機関がスクールソーシャルワーカーと連携している事例は、表6のとおりである。

市教育委員会では不登校の児童生徒、落ち着いて学校で過ごすことが難しい児童生徒など、対

表6. スクールソーシャルワーカーとの連携（専門機関別）

連携	市教育委員会	北部教育事務所	適応指導教室	子育て支援課	北部児童相談所
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校</li> <li>・落ち着いて学校で生活をすることが難しい児童生徒</li> <li>・児童虐待の疑い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校</li> <li>・ひとり親</li> <li>・保護者を支える支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校児童生徒の情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校</li> <li>・引きこもり</li> <li>・発達障害</li> <li>・生活困窮</li> <li>・個別ケース会議</li> <li>・家庭訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供</li> <li>・支援依頼</li> </ul>

応に苦慮する学校からの派遣要請にもとづいてスクールソーシャルワーカーに繋いでいる。なかには児童虐待の疑いがあることから子育て支援課や児童相談所への通告とともにスクールソーシャルワーカーに依頼するケースもあるという。

スクールソーシャルワーカーが関わっているケースはその活動が月次報告されるため、月ごとに小中学校より提出される児童生徒の問題行動に関する報告書と照らし合わせが行われる。ケースによってはスクールソーシャルワーカーと市教育委員会で情報共有を行うケースもあるが、拡大したものとして、スクールソーシャルワーカーと親の子の相談員を含む、合同の会議を年2回開催し情報の共有を図っている。

北部教育事務所においては、不登校の児童生徒のいるひとり親家庭のケースでは保護者が仕事と家庭の両立に疲弊するおそれがあるため、保護者を支える支援をスクールソーシャルワーカーも関わるように学校と保護者に働きかけている。スクールソーシャルワーカーの派遣要請は基本的に児童生徒が通う学校で行うことになっているが、スクールソーシャルワーカーが関わるのが望ましいと判断するケースでは、三者が連携して支援していくことになる。

適応指導教室においては、スクールソーシャルワーカーが関わっている児童生徒が不登校になった場合、選択肢の一つとして適応指導教室に登校することを促し、スクールソーシャルワーカーと情報共有を行いながら児童生徒と保護者に対する支援を行っている。

子育て支援課においては、児童生徒の不登校、発達障害、生活困窮などに対して、また、要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議を含めて、スクールソーシャルワーカーが対応しているケースがある。スクールソーシャルワーカーとの信頼関係が築かれている家庭もあり、家庭訪問の際に市職員と同行することもある。不登校や引きこもりの場合、何度か家庭訪問を行っても本人と面会できないと、数年かかる場合もあるが、スクールソーシャルワーカーとともに粘り強く家庭訪問すると登校に繋がる場合がある。

北部児童相談所においては、スクールソーシャルワーカーとの連携事例は少ないが、スクールソーシャルワーカーからの児童や保護者に関する情報提供を児童相談所から依頼することもある。保護者によっては児童相談所に対して身構えてしまうこともあり、スクールソーシャルワーカーが対応する場合もある。児童虐待の場合、虐待リスクの程度が高くない場合、スクールソ

シャルワーカーに関わり、見守り等の支援の依頼をしている。

(6) スクールソーシャルワーカーへ期待する役割

スクールソーシャルワーカーへ期待する役割については、表7のとおりである。

市教育委員会では、単なる話し相手ではなく、他機関に繋ぐこと（医療機関等の紹介）や学校で出来ないところを担って欲しいと考えており、児童生徒や保護者のために期待したいとのことであった。対話による受容、気づきの促しはもちろんのこと、多面的な支援で問題解決を図るための知識を提供しながら行動することが求められている。

北部教育事務所では、学校と保護者の視点が異なり、共通の理解を確認することが難しい場合があるため、その両者を繋ぐのがスクールソーシャルワーカーの役割であると考えている。学校の立場を理解しながら、保護者や児童生徒の心情に寄り添い、児童生徒の将来を見据えた視点をもって、学校や他機関との調整役として関わることが求められている。

適応指導教室では、教室で関わっている児童生徒の課題は多岐にわたり、細かく分析することは困難であるため、スクールソーシャルワーカーに学習の様子や様々な活動を参観してもらい、日々、児童生徒と接している職員に助言を行ってほしいと考えている。参観等、観察を通して児童生徒を理解し、どのような助言、指導が必要なのか、職員と協議することが求められている。従来においてはスクールソーシャルワーカーが適応教室の利用を開始した児童生徒との関わりはほとんどなかったが、スクールソーシャルワーカーが担当している学校の児童生徒がいる場合、参観等の機会をつくり、外部の視点を導入する必要がある。

子育て支援課では、市役所内の連携する部署や学校での対応では行き詰まることもあるため困難ケースに入ってもらえることがある。専門的な立場から児童生徒の環境や問題の要因を見立ててもらふことや職員に助言してもらえらること、児童生徒とより身近な立場で現実的な見解を話してもらいたいなどの期待がある。スクールカウンセラーとは異なり、校外での活動ができるため、学校で対応することが難しい不登校の児童生徒への対応では心強い存在と感じている。

困難ケースの場合、必要な支援であっても、様々な公的機関が介入することに抵抗感を感じる保護者がいる。そのため、スクールソーシャルワーカーなど中立な立場、身近な立場で寄り添い

表7. スクールソーシャルワークへ期待する役割（専門機関別）

役割	市教育委員会	北部教育事務所	適応指導教室	子育て支援課	北部児童相談所
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他機関に繋ぐ（医療機関等の紹介）</li> <li>・学校では出来ないところ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校と保護者を繋ぐ</li> <li>・児童生徒の将来を考えた視点、調整役</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参観</li> <li>・助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の環境や要因を見立てる</li> <li>・職員に助言</li> <li>・児童生徒の身近な立場で現実的な見解を示す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の役割に期待し、一時的な対応から児童相談所に繋ぐこと</li> </ul>

働きかけることで、一定程度の親密さと信頼関係がつけられ、複合的な問題を抱えた保護者や児童生徒が必要な支援を受けることに繋がる場合もある。

北部児童相談所では、学校を拠点とした市町村の役割を期待したいと感じている。児童相談所での対応とまではいかないが、家庭への支援が必要な場合には教員とスクールソーシャルワーカー及び市町村が一時的な対応を行い、本当に心配な状況となった際に児童相談所に繋いで欲しいと考えている。早期発見、早期対応の観点から、市町村や学校での対応を尊重することは、児童生徒にとっても早い段階での身近な大人からの支援が不安等を緩和することに繋がることにもなる。しかし、スクールソーシャルワーカーがこれらの役割を果たすためには各学校に1名必要ではないかという<sup>10)</sup>。

#### 4. 考 察

今回の調査結果にもとづき、支援を必要とする児童や家庭への対応について、スクールソーシャルワーカーと専門機関の連携性について考察し、スクールソーシャルワーカーに求められる役割について検討していきたい。

学齢期の児童生徒においてはその生命や生活を保障するため、また成長・発達を保障するため、学校での教育支援はもちろん、学校生活を含む生活全体の良好な環境の提供が必要である。しかし、児童生徒のなかには本人の努力では変えられない困難が立ちはだかり、その困難がさらに別の困難をもたらしかねない状況がある。

今回の調査でも明らかになった支援を必要とする状況には、不登校、いじめ、家族関係、発達障害、虐待、DV、非行、保護者の疾病、ひとり親家庭、離婚、貧困、失業など、深刻化すれば生命さえも憂慮される状況があった。これは児童ばかりでなく、保護者等の状況も同様であり、深刻化すれば生活が困窮し、それが児童生徒の生活に大きな影響を及ぼしかねない。

こうしたことから専門機関はその専門性を発揮しながら児童生徒の「最善の利益」ために支援を行っている。支援の範囲が定まっているとはいえ、「その子にとってどうか」「その子にとって一番よい方法はなにか」と日々、最善の支援を目指している。

今回の調査では、すべて行政機関を対象としたが、そのなかでも子育て支援課における支援の範囲は学齢期の児童だけでなく、乳幼児期から18歳に達するまでの児童を対象に幅広いものがあった。保健師等、有資格の職員の配置による多様な専門性を活かした子育て支援、そして同じ庁舎内の他の部署との連携によって、市民の生活全体を支えるセイフティーネットの構築が図られている。スクールソーシャルワーカーは児童生徒、保護者の状況によって、ポータルな連携先として子育て支援課との協力体制が重要と考えられる。

児童相談所では前述のように、調査結果からはスクールソーシャルワーカーとの連携する機会は少なかった。しかし、虐待や障害のある児童、非行等の児童への対応など、強い権限を行使す

る行政機関ゆえ、保護者等にとって利用に抵抗感があるともいわれるが、児童生徒の生命や生活を守るための重要な拠点でもある。スクールソーシャルワーカーが関わっているケースによっては必要に応じて利用を促すなどの役割がスクールソーシャルワーカーには求められると考える。

北部教育事務所、市教育委員会の相談機能においては、相談者との対話を通しての問題解決、さらに学校等への情報提供等、連携しながら解決を図る場合もある。踏み込んだ介入を実行する機能はないとはいえ、支援を求める児童や家庭にとっての「相談しやすさ」を有しており、問題が深刻化する前に早期に関わることができる機能をもつとも考えられる。そして、他の専門機関との連携が必要と判断される場合にはスクールソーシャルワーカーが専門的な立場から児童生徒の環境や要因を見立て、助言や現実的な見解を示すことができると考える。

教育支援センター（適応指導教室）の機能においては不登校の児童生徒を受け入れているが、受け入れた児童に対するスクールソーシャルワーカーの関わりは少ない現状があった。通う児童生徒の状況を参観し、関わりをもちながら一人ひとりの児童生徒の課題を分析し職員に助言等を行うことは可能であると考えられる。

従来においては、スクールソーシャルワーカーに求められる他機関との連携は児童生徒の教育や福祉に関わる各機関の機能を把握するとともに、定められた業務内容を理解し、相談者が求める支援、必要とされる支援を判断し、対話による解決と他機関との連携を使い分けながら解決を図ることであった。

しかし、調査からみえてきたものは、各機関がその専門性を発揮しながらも、他の機関の専門性を十分理解し連携を強める方向に進んでいるとは言えない現状も見えてきた。またそれはスクールソーシャルワーカーに対しても同様であり、相互に専門機関の期待やニーズに十分対応できていない現状も明らかになった。

## 5. 結 語

本稿ではインタビュー調査の結果にもとづき、支援を必要とする児童や家庭への対応について、スクールソーシャルワーカーと専門機関の連携性について考察し、スクールソーシャルワーカー求められる役割をまとめた。

しかし、あくまで1つの市町村内の行政機関5カ所を対象としたインタビューによるものであり、スクールソーシャルワークや他機関の専門性、連携性について考察を深めるためには、調査方法等の改善を含め、スクールカウンセラーなどの人的資源、医療機関などの社会資源等にも調査対象を広げていく必要がある。

また、山野（2009）が指摘しているように、この調査においても、児童虐待対応が国や都道府県から市町村への方向性のなかで、市町村の独自性を含んだ取り組みがソーシャルワークになりうる可能性が見られた（山野 2009：195-196）<sup>11)</sup>。つまり、スクールソーシャルワーカーだけがソー

シャルワークを行っているのではなく、市町村の各部署が連携する実践をどう概念化し、スクールソーシャルワークとどのように繋がるのか、地域の実情を踏まえた実証的な検証を今後も進めていきたい。

## 6. 謝 辞

ご多忙中、本調査にご協力くださいました専門機関の皆様にご心から感謝申し上げます。

## 注 釈

- 1) 学校において児童生徒の貧困が推測される場合であっても、教員が家庭の経済状況や貧困の事実を確認することは容易ではないため、スクールソーシャルワーカーが関わり、専門機関との協働によって保護者の不安定な収入、不就労等の解決と家庭経済の立て直しの道筋を立てることが求められる。君島昌志、君島智子（2016）「支援を必要とする児童及び家庭への対応—宮城県大崎市におけるスクールソーシャルワーカーの専門性に関するインタビュー調査をもとに—」『東北福祉大学研究紀要』第40巻，46。
- 2) 2016（平成28）年、児童福祉法の一部が改正され、児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、市町村や児童相談所の体制や権限の強化が図られている。児童虐待の早期発見、早期対応においては学校の果たす役割が一層求められるようになった。
- 3) 2004（平成16）年の児童福祉法の一部が改正され、市町村による児童虐待対応が義務づけられて以来、北部児童相談所の受理した児童虐待の相談件数は2006（平成18）年度の262件をピークに2014（平成26）年度の186件へと減少している。宮城県「児童相談の概要」平成19年度（18年度実績）～平成27年（26年度実績）各年度版参照。なお、県北地域では2000年代前半に児童虐待による死亡事件が相次いで起きたが、市町村等、多元的に対応が講じられることにより虐待防止の効果が伺えるようになってきている。君島昌志（2006）「少子化のインパクト（4）—宮城県内陸北部における虐待相談及び育児資源の分析を中心にして—」『東北福祉大学研究紀要』第31巻，31-32。
- 4) 山野則子他（2015）『エビデンスに基づく効果的なスクールソーシャルワーク—現場で使える教育行政との協働プログラム』明石書店，48-52。
- 5) 調査対象者は相談・指導に関わる職員であるが、その職名等の詳細を公表することは所属長及び対象者の許諾がないため記述することはできない。
- 6) 宮城県北部教育事務所では指導班が担当する事業として臨床心理士による「教育相談」を実施している。児童生徒の問題に関して相談できる内容として、不登校、学校不適応、友人関係、問題行動、いじめ、学校生活、子どもの養育、家庭関係などがあり、小中学生、保護者及び家族、教職員を対象として来所または電話での相談に応じている。事務所内カウンセリングルームにて週2回、年間約70回実施されている。
- 7) 不登校の児童生徒の教育機会の確保などを総合的に推進するため「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が2016（平成28）12月に成立した。不登校の児童生徒の実態に配慮した特別な教育課程を編成する学校、これまでも不登校の児童生徒の学習の機会や様々な相談の場として都道府県や市町村が設置した「教育支援センター」等の整備が進むことが期待される。
- 8) 前掲1)，40-41。
- 9) 児童生徒や保護者等に対して相談支援を行う他の職種について、複数共存する市町村が多く

あり、特別支援教育コーディネーターも含めて、領域が重なり合いながら、それぞれの業務範囲が明確化されず、お互いの専門性を最大限に高め合っていくかという議論もなされていない現状がある。佐藤広宗・金子智栄子（2010）「学校現場に求められる援助について—スクールソーシャルワーカーに期待される役割と課題—」『文京学院大学人間学部研究紀要』第12巻，235。

- 10) これまでは市町村から児童相談所への事案送致が規定されていたが、2016（平成28）年の児童福祉法、及び児童虐待防止法の一部改正により、児童相談所から市町村への事案送致が新設されるなど、市町村の業務が拡大することになる。併せて児童相談所・市町村に共通のアセスメントツールを開発し、共通基準による初期評価に基づく役割分担が明確になるとされる。
- 11) 市町村の児童虐待対応が初めて法制化された2004（平成16）年の後の状況について山野は「市町村児童虐待防止ネットワークのマネジメントに焦点化している実証的研究は、ほとんど見あたらない」と指摘し「実際に行っているが概念化されていない実践」があるとも指摘した。山野則子（2009）『子ども虐待を防ぐ市町村ネットワークとソーシャルワーク』明石書店，195-196。2016（平成28）年の児童福祉法の改正により、児童虐待防止に関する市町村の機能のさらなる強化が図られており、市町村の虐待防止対応のあり方とともに、スクールソーシャルワークがどのように協働するか検証が必要である。